

「ヤングケアラー広報・啓発事業 企画運営委託」提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価基準について

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は150点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目で点数比較を行います。

(1) 提案内容

(2) (1)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、【表1】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価を行います。

評点は各A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $4点 \times 2 = 8点$

評価がCであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がDであれば評価点は $2点 \times 2 = 4点$

評価がEであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

【表1】プロポーザル評価表

項目	評価の着眼点	評価					配点		
		A (5 点)	B (4 点)	C (3 点)	D (2 点)	E (1 点)	比率	配点	
1 業務実績	同種又は類似する啓発・PRの実行、あるいは実行支援の実績(令和元年度以降)	実績が3件以上かつ令和5年度の実績がある	実績が3件以上	実績が2件	実績が1件	実績が0件	×1	5点	
2 本業務の実施体制	提案内容を実施するために、適切な執行体制をとっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×2	10点	
3 提案内容	(1)年間スケジュールの作成	打ち合わせ等の会議体や委託者の確認・調整期間を考慮した妥当性のあるスケジュールとなっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点
	(2)事業の企画・運営	ヤングケアラーについての十分な理解のもと、令和5年度の実施結果を踏まえた企画が提案されているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点
		適切なターゲットに対し現実的かつ効果的な企画内容が提案されているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点
		児童福祉への興味・関心の薄い層に対して、事業の周知を図るための企画・工夫がなされているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点
		親しみやすい媒体を活用した企画に魅力があるか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点
		目標設定や効果検証が可能な企画となっているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	×3	15点

	(3) 効果検証の実施	効果的な手法を提案しているか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	× 3	15 点
4	取組意欲	資料作成、プレゼンテーションにおいて、本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか	非常に優れている	優れている	ふつう	劣っている	記述がない・要求に不適合	× 3	15 点

5	事業者の取組に関すること	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。(従業員 101 人未満の場合のみ加算)	—	—	策定している	—	—	× 1	3 点
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定し、労働局に届け出ている。(従業員 301 人未満のみ加算)	—	—	策定している	—	—	× 1	3 点
		以下のいずれかに認定されている ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	—	—	認定されている	—	—	× 1	3 点
		よこはまグッドバランス企業認定 (旧よこはまグッドバランス賞) の取得	—	—	認定されている	—	—	× 1	3 点
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3% の達成 (従業員 43.5 人以上)、又は、障害者を 1 名以上雇用している (従業員 43.5 人未満)	—	—	達成・雇用している	—	—	× 1	3 点
合 計								150 点	

【評価・採用にあたっての留意点】

- ・ 150 点 (加重倍率適用後) × 委員 6 名 = 900 点満点
- ・ 合計が 6 割 (900 点満点の場合は 540 点) 未満の者は、不適格とします。
- ・ 評価項目 2、3 及び 4 のうち、半数以上の委員が E 評価とした項目が 1 つ以上あった者も不適格とします。